## 岩手県告示第138号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年2月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1(1) 道路の種類 県道

- (2) 路線名 盛岡環状線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市仙北一丁目23番1地先から7番1地先まで	新	m	m
		29.6~22.0	145. 0
	旧	17.0~9.0	145. 0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 盛岡地方振興局土木部
  - イ 期間 平成22年2月19日から同年3月19日まで
- 2(1) 道路の種類 一般国道
  - (2) 路線名 342号
  - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員		延	長
一関市厳美町祭畤山国有林247林班は小班地先から字市	新	A	m		m
野々原108番101地先まで			44.3~11.2		577. 5
一関市厳美町祭畤山国有林247林班は小班地先から字市		В			
野々原108番12地先まで			61.0~6.0		558. 4
一関市厳美町祭畤山国有林247林班は小班地先から字市		С			
野々原108番101地先まで			44.8~11.2		556. 9
一関市厳美町祭畤山国有林247林班は小班地先から字市	П	A			
野々原108番101地先まで			44.3~11.2		577. 5
一関市厳美町祭畤山国有林247林班は小班地先から字市		В			
野々原108番12地先まで			61.0~6.0		558. 4

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
  - イ 期間 平成22年2月19日から同年3月19日まで